

## 成田市狭あい道路拡幅整備要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物の敷地に係る狭あい道路を拡幅整備し、その後退用地を管理することにより、市民の快適な生活環境を確保するとともに、災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により市長が指定した道で、本市がその用地を所有しているものをいう。
- (2) 後退用地 狭あい道路の境界線と建築基準法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線に挟まれた土地をいう。

### (寄附等の申出)

第3条 狭あい道路に接する土地の所有者は、後退用地を本市に寄附しようとするときは後退用地寄附申出書(別記第1号様式)により、無償で使用させようとするときは後退用地無償使用申出書(別記第2号様式)により市長に申し出るものとする。

2 前項の申出書には、それぞれ次に掲げる図書及び書類を各1部(第5号に掲げる図書又は書類にあつては市長が必要と認める部数)添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 後退用地の区域を明示した図面
- (3) 公図(後退用地と狭あい道路を介して反対側に存する土地の公図を含む。)の写し
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書又は書類

3 市長は、第1項の規定による申出(以下「申出」という。)があつたときは、当該申出を受けるものとする。ただし、次に掲げるとき(市長が申出を受けることが適当であると認めるときを除く。)は、この限りでない。

- (1) 申出に係る土地と狭あい道路の境界線及び狭あい道路の反対側の境界線が定まっていないとき
- (2) 申出に係る後退用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されているとき
- (3) 申出に係る後退用地に工作物又は立木(以下「工作物等」という。)が存するとき

4 市長は、前項の規定により申出を受けるときはその旨を、受けないときはその旨及び理由を後退用地寄附等申出結果通知書(別記第3号様式)により申出をした者(以下「申出者」という。)に通知するものとする。

5 市長は、申出に係る後退用地が、第3項各号のいずれかに該当する場合において、市長が申出を受けることが適当であると認めるときは、前項の規定によ

る通知に、申出を受ける条件を付すことができる。

6 申出者は、前2項の規定により、市長から条件を付されて申出を受ける旨を通知されたときは、当該条件を満たさなければならない。

(申出対象者等)

第4条 申出をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が申出をすることが適当であると認める場合においては、この限りでない。

- (1) 狭あい道路に接する土地を建築物の敷地として建築行為を行う者
- (2) 狭あい道路に接する土地を建築物の敷地として建築行為を行った者
- (3) 狭あい道路に接する土地で、現に建築物が存する敷地となるものを、当該建築物が建築された後に取得した者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、申出をすることができないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構その他これらに類する者が行う建築行為の場合
- (2) 建築基準法第3章の規定に抵触している場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が申出をすることが適当でないとする場合

(測量)

第5条 市長は、第3条第4項の規定により申出を受ける旨を通知したときは、後退用地を特定するために必要な測量（以下「測量」という。）を行うものとする。ただし、申出者が申出をする前に自ら測量を行った場合は、この限りでない。

2 測量に要する費用は、本市が負担する。

3 市長は、測量が終了したときは、その結果を申出者に報告するものとする。

(通知の取消し等)

第6条 市長は、次に掲げるときは、第3条第4項の規定による通知を取り消すことができる。

- (1) 申出者が第3条第6項の規定に抵触するとき
- (2) 測量をした後に第3条第3項各号のいずれかに該当することが発覚したとき（該当する号について同条第5項の規定により申出を受ける条件を付した場合を除く。）

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、その旨及び理由を取消し通知書（別記第4号様式）により、申出者に通知するものとする。

(申出者からの取下げ)

第7条 申出者は、やむを得ない事由が生じた場合は、申出を取り下げることができる。

2 申出者は、前項の規定により申出を取り下げようとするときは、その旨及び理由を取下げ申出書（別記第5号様式）により市長に申し出るものとする。

(分筆及び所有権移転)

第8条 市長は、第3条第4項の規定により後退用地の寄附の申出を受ける旨を通知したときは、測量の終了後に当該後退用地の分筆及び所有権移転に係る登記を行うものとする。ただし、申出者が申出をする前に自ら当該分筆を行った場合においては、所有権移転に係る登記のみを行うものとする。

2 市長は、第3条第4項の規定により後退用地を無償で使用させる申出を受ける旨を通知したときは、測量の終了後速やかに当該後退用地の分筆に係る登記を行うものとする。ただし、申出者が申出をする前に自ら当該分筆を行った場合においてはこの限りでない。

3 前2項の規定による登記に要する費用は、本市が負担する。

4 申出者は、第1項又は第2項の規定による登記に必要な書類を市長に提出しなければならない。

(整備等)

第9条 市長は、第3条第4項の規定により後退用地の寄附の申出を受ける旨を通知したときは、道路として整備し管理するものとする。

2 市長は、第3条第4項の規定により後退用地を無償で使用させる申出を受ける旨を通知したときは、道路として整備するものとする。

3 前2項の規定による整備に要する費用は、本市が負担する。

4 第1項又は第2項の規定による整備をする際、後退用地において当該整備の障害となる工作物等が見つかった場合は、申出者の責任においてこれを撤去するものとする。

(隅切り)

第10条 申出者は、申出に係る後退用地が、当該後退用地が接する狭あい道路が他の道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所には位置するときは、隅切りを確保するよう努めるものとする。

2 申出者は、前項の規定により隅切りを確保しようとするときは、申出に併せて当該隅切りの部分の土地を本市に有償による譲渡又は寄附をすることを市長に申し出ることができる。

3 第3条から第9条までの規定は、前項の規定による隅切りの部分の土地の有償による譲渡又は寄附について準用する。この場合において、第3条、第8条及び第9条の規定中「寄附」とあるのは、「有償による譲渡又は寄附」と読み替えるものとする。

(譲受価額)

第11条 前条第2項の規定により市長が隅切りの部分の土地を有償で譲り受ける場合の譲受価額は、当該譲受の契約を行う年度の4月1日における固定資産評価額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、市長が別の価額によって譲り受けることが適当であると認める場合においては、この限りでない。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条，第10条関係）

後退用地寄附申出書

年 月 日

(あて先) 成田市長

住所又は所在地  
 申出者 氏名（法人にあつては，  
 名称及び代表者氏名）  
 電話番号

㊟

成田市狭あい道路拡幅整備要綱第3条第1項の規定により，後退用地を寄付することについて次のとおり申し出ます。

後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番	
	地目	
	地積	
隅切り	隅切りの有無	有り ・ 無し
	提供方法	有償による譲渡 ・ 寄付
代理人	住所	電話番号 ( )
	氏名	

- 備考 1 本人が自筆で氏名を記入したときは，押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 付近見取図
  - (2) 後退用地の区域を明示した図面
  - (3) 公図（狭あい道路を介して後退用地の反対側の土地の公図を含む。）の写し
  - (4) 土地の登記事項証明書
  - (5) 上記のほか，市長が必要と認める図書又は書類

第2号様式（第3条，第10条関係）

後退用地無償使用申出書

年 月 日

（あて先）成田市長

住所又は所在地  
 申出者 氏名（法人にあつては，  
 名称及び代表者氏名）  
 電話番号

㊟

成田市狭あい道路拡幅整備要綱第3条第1項の規定により，後退用地を無償で使用させることについて次のとおり申し出ます。

後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番	
	地目	
	地積	
代理人	住所	電話番号 ( )
	氏名	

- 備考 1 本人が自筆で氏名を記入したときは，押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる図書を添付してください。
- (1) 付近見取図
  - (2) 後退用地の区域を明示した図面
  - (3) 公図（狭あい道路を介して後退用地の反対側の土地の公図を含む。）の写し
  - (4) 土地の登記事項証明書
  - (5) 上記のほか，市長が必要と認める図書又は書類

第3号様式（第3条，第10条関係）

後退用地寄附等申出結果通知書

年 月 日	
様	
成田市長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付で申し出のありました	後退用地の寄附 後退用地の無償使用
については、	
下記のとおり決定したので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 申出を受けます <input type="checkbox"/> 申出を受けません
申出を受けない理由	
申出者	住所 電話番号 ( )
	氏名
後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番
	地目
	地積
代理人	住所 電話番号 ( )
	氏名
備考	

第4号様式（第6条，第10条関係）

取消し通知書

		年 月 日
様		
		成田市長 <span style="float: right;">印</span>
<p>年 月 日付第 号で通知した後退用地寄附等申出の結果については，以下の理由により取消します。</p>		
理 由		
申 出 者	住 所	
	氏 名	電話番号 ( )
後 退 用 地 等 を 含 む 土 地 の 概 要	所在及び 地 番	
	地 目	
	地 積	
代 理 人	住 所	
	氏 名	電話番号 ( )

第5号様式（第7条，第10条関係）

取下げ申出書

年 月 日		
<p>(あて先) 成田市長</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">申出者 氏名（法人にあつては， 名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付で申し出した 後退用地の寄附 後退用地の無償使用 については，</p> <p>以下の理由により取下げます。</p>		
理 由		
後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番	
	地 目	
	地 積	
代 理 人	住 所	電話番号 ( )
	氏 名	